

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>本件省令改正案に反対であり、国会で深い議論が行われるべきである。</p>	<p>令和5年5月10日、第211回国会（通常国会）において、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第28号。以下「本法」という。）が成立し、同月17日、公布されたところ、本省令改正は、本法により創設された出国制限制度等について、所要の規定を整備するものです。</p>
2	<p>犯罪行為を行った外国人は出国を制限することなく、即刻送還すべきである。</p>	<p>本省令改正は、本法により創設された出国制限制度において、刑の確実な執行のために出国を制限された者の出国の確認を留保する場合の書面の様式を定めるなどの改正を行うものであって、法律の委任に基づいた必要な改正です。</p>
3	<p>出国制限対象者に就労機会が得られないとなると、生活苦から更に犯罪に走る可能性があるため、就労を認めるべきであり、入管法施行規則の一部改正に反対する。</p>	<p>出国制限対象者は、退去強制令書が発付されていることが前提となるところ（本法による改正後の入管法第63条の2第1項）、退去強制令書の発付を受けた者は我が国から退去すべきことが確定したものであり、就労を認めることは適当ではないことから、出国制限対象者には就労を認めないこととしています。</p>